

J A S R A C 音楽使用料規程の改正を求める署名簿

社団法人日本音楽著作権協会（J A S R A C）の経営の実情に合わない使用料金の算定と取り立てに抛り、新潟、名古屋、横浜など全国各地でジャズ喫茶、ライブハウスが閉鎖、裁判を余儀なくされています。

街の文化であり、音楽の発信源であり、ミュージシャンの鍛錬と発表の場であるジャズ喫茶、ライブハウスを閉鎖に追い込む事は、地域の音楽文化の振興に逆行しています。

音楽は誰のものなのでしょうか。作曲家、作詞家の著作権は守られなければなりません。しかしその為に街から音楽の灯が次々と消えていくような事態があってもいいのでしょうか。

皆様のご理解とご支援を賜りたく、ここにご署名をお願い申し上げます。

請願事項

1. 音楽喫茶・ライブハウスの存続を可能にするため、収入に応じた音楽著作権使用料の算定を請願いたします。
2. 社団法人日本音楽著作権協会（J A S R A C）に対して、音楽著作権使用料算定額についての利用者への明確な説明を請願いたします。
3. 社団法人日本音楽著作権協会（J A S R A C）の経営状況と音楽著作権使用料の配分についての情報開示を請願いたします。

提出先

文化庁長官 殿

氏 名	住 所

レストランカフェ デサフィナード

（連絡先 和歌山市紀三井寺 807-2 TEL 073-441-6166）